

知って  
おきたい

# 暮らしとお金のいろは

第37回

友人が「終活」を始めたそうで、まずは生命保険の受取人を「妻」から「長男」へ変更したと聞きました。我が家も変更する必要があるのか悩んでいます。注意点やアドバイスをお願いします。

(60代 男性)

A

生命保険は、安心と備えのために加入される方が多いと思います。しかし、意外と知らない「受取人」の重要性と保険金に掛かる税金について考えていくましょう。

ご家族が各種手続きに苦労されないための対策とポイント

## ◆保険金受取人の確認

受取人が認知症などで判断能力が不十分と思われる場合、保険金の手続きはできません。場合によっては成年後見制度の手続きが必要となります。判断能力があいまいになつてきたりする場合は、速やかに「受取人」の変更が必要です。

## ◆契約形態の確認

契約者・被保険者・受取人の関係で税金の種類が変わります。〔図1〕

〔図1〕  
死生存保険金に掛かる税金 契約形態で3種類  
契約者と被保険者が同じ場合  
夫 妻 子 受取人  
相続税  
契約者と受取人が同じ場合  
夫 妻 子 受取人  
所得税 住民税  
三者とも違う場合  
夫 妻 子 受取人  
贈与税  
※2019年3月現在の税制・税率に基づき作成しています。税制・税率は将来変更されることがありますのでご注意ください。また、個別の税務に関する取り扱いは、税理士または税務署にご確認ください。  
協力 募集代理店(有)ファミリーライフ クラモチ 大森 健一さん  
独立系FP事務所(有)ファミリーライフ クラモチ代表 AFP・住宅ローンアドバイザーの資格を活用し、セミナー講師・個別相談等を実施。  
募集代理店(有)ファミリーライフ クラモチ 土浦市永国町のアの1番 0120-123456